

住宅宿泊事業法における登録の更新について

住宅宿泊管理業（以下、「管理業」という。）及び住宅宿泊仲介業（以下、「仲介業」という。）の登録の有効期間は五年間です。

有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合、下記の通り登録の更新申請を行う必要があります、更新を受けなければ、期間の経過によってその効力を失います。

記

1 更新の登録申請の期間

- 管理業：現に受けている登録の有効期間の満了の日の 90 日前から 30 日前までの間
 - 仲介業：現に受けている登録の有効期間の満了の日の 90 日前から 60 日前までの間
- ※ 申請の期間（期限）が異なりますので、ご注意ください。
期間の考え方については、【別紙】を参考にしてください。

2 申請の手数料

- 業種、申請方式、時期により手数料が異なります。以下一覧よりご確認ください。
- 収入印紙を申請書に貼り付けて納付（提出）して頂きます。

【手数料一覧】

業種	申請方式	申請日	
		電子申請対応 前	電子申請対応 後
管理業 (国土交通省)	電子申請 ※ (一部書類別送)	—	19,100 円
	全て郵送 又は 持参	19,700 円	
仲介業 (観光庁)	電子申請 ※ (一部書類別送)	—	25,700 円
	全て郵送 又は 持参	26,500 円	

※ 電子申請を利用した更新申請について、民泊制度運営システムの機能改修を令和4年度内の完了を目指して行います。

令和5年4月初旬には電子申請での更新申請が可能となる予定ですので、電子

申請を検討されている事業者におかれましては、システムの機能改修が完了するまでお待ちいただきますようお願いいたします。

なお、電子申請を利用した更新申請のシステムの操作手順については、後日、当ポータルサイトへ掲載予定です。

3 申請に係る必要書類

新規の登録申請時と同様です。詳細は以下よりご確認ください。

○ 管理業：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/acting/registration.html>

○ 仲介業：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/mediation/registration.html>

4 申請先

新規の登録申請先と同様です。以下よりご確認ください。

○ 管理業：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/acting/index.html>

○ 仲介業：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/mediation/index.html>

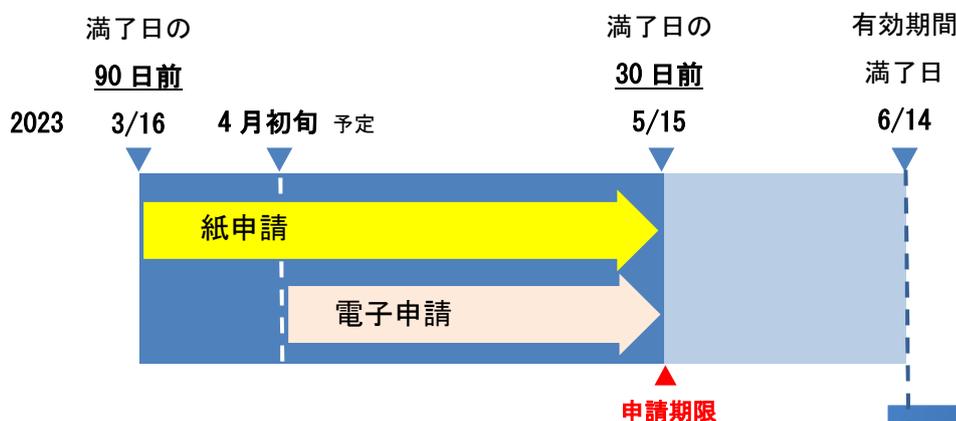
5 注意事項

- 有効期間等について、原則、事前にご連絡はしておりません。
- 書類を郵送する場合、書類の提出期限を【消印有効】としますが、補正や要件不備時の確認に時間を要しますので、できる限りお早めのご提出をお願いします。
- 上記1の期間内に登録の更新申請を行う事が必要です。**期間を過ぎた場合、登録の効力は自動的に失われ、管理・仲介業務を行うことはできなくなります。**
その後、改めて管理・仲介業務を行うためには、新規登録申請が必要となります。
(登録免許税9万円の納付が必要となります。)

更新の登録申請の期間について（参考）

2018年6月15日登録の事業者の場合

■ 管理業

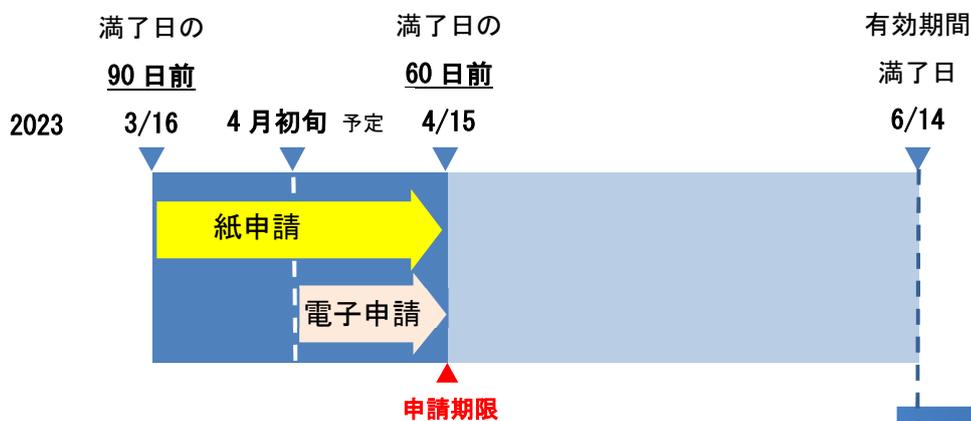


注1) システム改修後、2023年4月初旬より電子申請可能となる予定です。

注2) 申請期限が申請機関の休日にあたる場合は、その翌開庁日を期限とみなします。

起算日は従前の登録の有効期間の満了の日の翌日

■ 仲介業



注1) システム改修後、2023年4月初旬より電子申請可能となる予定です。

注2) 申請期限が申請機関の休日にあたる場合は、その翌開庁日を期限とみなします。(上記の場合 4/17)

起算日は従前の登録の有効期間の満了の日の翌日

(参考) 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則 (抜粋)

● 管理業

(登録の更新の申請期間)

第三条 法第二十二條第二項の登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の九十日前から三十日前までの間に法第二十三條第一項の申請書（以下この章において「登録申請書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

● 仲介業

(登録の更新の申請期間)

第二十五條 法第四十六條第二項の登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間に法第四十七條第一項の申請書（以下この章において「登録申請書」という。）を観光庁長官に提出しなければならない。